

横浜北支部会員 各位

3 横北協発第 081 号
令和 4 年 1 月 吉日

(公社)神奈川県宅地建物取引業協会 横浜北支部
支 部 長 助野 達也
研修相談委員長 三浦 秀臣

公社) 神奈川県宅建協会横浜北支部 研修相談委員会主催 不動産実務セミナー



標記の研修会は、本会の目的である消費者の利益を保護し、以て公共の福祉の増進に寄与するため、宅建業者のための賃貸トラブル解決法(一般トラブル編)をテーマとして実施します。

宅建業者のための賃貸トラブル解決法 (一般トラブル編)

宅建業者が日頃悩む賃貸トラブルを広く取り上げて、神奈川県宅建協会顧問弁護士の立川先生が具体的にその対処方法を解説します。

立川・及川・野竹法律事務所
弁護士 立川 正雄 氏

日 時

令和4年2月22日(火)
午後2時～午後4時

場 所

(公社)神奈川県宅地建物取引業協会
横浜北支部 会議室

住所：横浜市都筑区茅ヶ崎中央 8-7-201

定 員

30 名※先着順

但し、新型コロナウイルス感染状況によりオンライン配信へ切り替える場合がございますのでご了承ください。



昭和50年 中央大学法学部卒
昭和52年 司法試験合格(32期)
昭和55年 弁護士開業
神奈川県宅建協会顧問弁護士、不動産適正取引推進機構の紛争処理委員・茅ヶ崎市開発審査会委員等も務めた。不動産流通推進センターの宅地建物取引士講習テキスト(法定講習教材)、不動産フォーラム21を分担執筆。宅建業者のための民法改正ガイドブック等著書多数。

講 義 内 容

1. 高齢者・生活保護者の入居・独居老人が死亡したら、どう対処したらよい? 契約解除できる?
2. 居住用の建物賃貸借契約書作成時のトラブル防止法・特約でどこまでトラブルを回避できる?
3. 退去時の原状回復・造作買取・有益費償還請求・原状回復はどこまで入居者に、自然損耗の回復の負担を求められる?
4. 契約違反者への対応・近所とトラブルを起こす入居者に立ち退いてもらいたい。

申 込 書

宅建業者のための賃貸トラブル解決法(一般トラブル編)

商 号	氏 名	電話番号	F A X

- ・感染防止のため、1社1名でのお申込みでお願い致します。
- ・2月15日(火)迄に横浜北支部宛てに上記申込書を FAX (045-942-5655) 下さい。

[問合せ:(公社)神奈川県宅地建物取引業協会 横浜北支部/Tel 045-942-5511]